

帰還困難区域（大熊町）に居住し同区域内の塗装会社で勤務していたものの、原発事故により避難を余儀なくされ退職した申立人について、避難中の就職活動の状況、避難中の就労が継続性及び安定性を有するものとはいえないこと等を考慮して、避難中の就労により得た収入を控除せずに、平成27年2月までの就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、上記4名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目及び期間】

(1) 申立人X1にかかる損害

- ア 就労不能損害 平成26年6月1日～平成27年2月末日
- イ 弁護士費用

(2) 申立人X2にかかる損害

- ア 就労不能損害 平成26年6月1日～平成27年2月末日
- イ 弁護士費用

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、第1項(1)記載の損害項目（同項(1)記載の期間に限る。）の和解金として、金288万8947円の支払義務があることを認める。

(内訳)

就労不能損害 280万4802円
 弁護士費用 8万4145円

- 2 被申立人は、申立人X2に対し、第1項(2)記載の損害項目（同項(2)記載の期間に限る。）の和解金として、金92万7000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

就労不能損害 90万0000円
 弁護士費用 2万7000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもの

のほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、原子力損害賠償紛争解決センターに、本和解契約書の写し1通を交付する。

平成27年7月2日

（仲介委員 中野剛史）